

広島市規則第 6 4 号

令和 7 年 9 月 3 0 日

身体障害者福祉法に基づく措置等に関する規則及び知的障害者福祉法に基づく措置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

身体障害者福祉法に基づく措置等に関する規則及び知的障害者

福祉法に基づく措置等に関する規則の一部を改正する規則

第 1 号に掲げる規則の規定中「同条第 1 3 項」を「同条第 1 4 項」に、
「同条第 1 4 項」を「同条第 1 5 項」に改め、第 2 号に掲げる規則の規定
中「同条第 1 7 項」を「同条第 1 8 項」に改める。

(1) 身体障害者福祉法に基づく措置等に関する規則（昭和 6 2 年広島市
規則第 3 4 号）第 3 条第 1 項第 1 号及び知的障害者福祉法に基づく措
置等に関する規則（昭和 6 2 年広島市規則第 3 5 号）第 4 条第 1 項第
1 号

(2) 身体障害者福祉法に基づく措置等に関する規則第 3 条第 1 項第 3 号
及び知的障害者福祉法に基づく措置等に関する規則第 4 条第 1 項第 3
号

附 則

この規則は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。